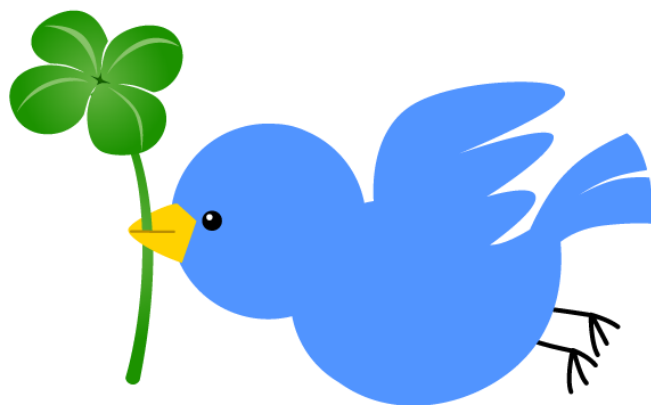


難病ガイドブック



奈良市保健所

目 次

I はじめに

1. 難病とは	1
2. 指定難病とは	1
3. 指定難病（341疾患）一覧.....	2

II 指定難病の医療費助成

1. 申請のできる方	8
2. 手続きの方法	8
3. 助成対象	9
4. 助成内容	10
5. 訪問看護	11
6. 人工呼吸器を使用されている方への支援	12

III 介護保険

1. 介護保険制度	13
2. 介護保険サービスを利用するには	13
3. 要支援・要介護認定区分の目安	14
4. 介護保険サービスの費用	14
5. 介護保険で利用できるおもなサービス内容	15
6. 地域包括支援センター	15
7. 介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）	16

IV 障害者福祉

1. 障害福祉サービス.....	17
2. 対象疾患（369疾患）一覧	17
3. 障害福祉サービスの内容	22
4. 障害福祉サービスの費用	23
5. 補装具費の支給（購入・修理等）・日常生活用具の給付	24
6. 奈良市鍼灸治療	25

V その他の福祉制度・サービス

1. 身体障害者手帳	2 6
2. 心身障害者医療費助成制度・重度心身障害者老人等医療費助成制度…	2 6
3. 特別障害者手当	2 6
4. 障害年金	2 6
5. 介護保険以外の高齢者福祉サービス	2 7
6. 奈良県おもいやり駐車場制度	2 8
7. ヘルプマーク・ヘルプカード	3 0

VI 相談窓口一覧

1. 奈良市保健所 保健予防課 精神保健難病係	3 1
2. 奈良県難病相談支援センター	3 1
3. 難病ピア相談	3 1

VII 難病関連患者・家族会

3 2

I はじめに

1. 難病とは

難病とは原因不明で、治療方針未確定であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病で、経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず、介護等に等しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きな疾病と定義されてきました（難病対策要綱）。

平成27年1月1日、「難病の患者に対する医療等に関する法律」（＝難病法）が施行され、安定的な医療費助成の制度が確立しました。医療費助成の対象とする疾患を「指定難病」と呼び、治療法の確立等に資するため、難病患者のデータ収集を効率的に行い、治療研究を推進することに加え、効果的な治療方法が確立されるまでの間、長期の療養による医療費の経済的な負担が大きい患者を支援する制度です。

国による基本方針

国は難病の患者に対する医療等の総合的な推進を図るための基本方針を次のように定めています。

1. 医療等の推進の基本的な方向
2. 医療を提供する体制の確保
3. 医療に関する人材の養成
4. 調査研究
5. 医療のための医薬品及び医療機器に関する研究開発の推進
6. 患者の療養生活の環境整備
7. 患者に対する医療等と福祉サービスに関する施策、就労の支援に関する施策、その他の関連する施策との連携
8. その他難病の患者に対する医療等の推進に関する重要事項

2. 指定難病とは

難病法では医療費助成の対象とする疾病は、指定難病と呼ばれます。

難病

患者数等による限定は行わず、他の施策体系が樹立されていない疾病

- ・発病の機構が明らかでない
- ・治療方法が確立していない
- ・希少な疾病
- ・長期の療養を必要とする

指定難病（医療費助成の対象）

難病のうち、患者の置かれている状況からみて良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いものとして、以下の要件を全て満たす疾病

- ・患者数が本邦において一定の人数（人口の0.1%程度）に達しない
- ・客観的な診断基準（またはそれに準ずるもの）が確立している

3. 指定難病（341疾患）一覧（令和6年4月1日現在）

病 名	告示 番号
あ	
アイカルディ症候群	135
アイザックス症候群	119
I g A腎症	66
I g G 4 関連疾患	300
亜急性硬化性全脳炎	24
悪性関節リウマチ	46
アジソン病	83
アッシャー症候群	303
アトピー性脊髄炎	116
アペール症候群	182
アラジール症候群	297
α 1-アンチトリプシン欠乏症	231
アルポート症候群	218
アレキサンダー病	131
アンジェルマン症候群	201
アントレー・ビクスラー症候群	184
い	
イソ吉草酸血症	247
一次性ネフローゼ症候群	222
一次性膜性増殖性糸球体腎炎	223
1 p 3 6 欠失症候群	197
遺伝性自己炎症疾患	325
遺伝性ジストニア	120
遺伝性周期性四肢麻痺	115
遺伝性膀胱炎	298
遺伝性鉄芽球性貧血	286
う	
ウィーバー症候群	175
ウィリアムズ症候群	179
ウィルソン病	171
ウエスト症候群	145
ウェルナー症候群	191
ウォルフラム症候群	233
ウルリッヒ病	29

病 名	告示 番号
え	
H T L V-1 関連脊髄症	26
A T R-X 症候群	180
エーラス・ダンロス症候群	168
エプスタイン症候群	287
エプスタイン病	217
エマヌエル症候群	204
M E C P 2 重複症候群	339
遠位型ミオパチー	30
お	
黄色靱帯骨化症	68
黄斑ジストロフィー	301
大田原症候群	146
オクシピタル・ホーン症候群	170
オスラー病	227
か	
カーニー複合	232
海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	141
潰瘍性大腸炎	97
下垂体性A D H分泌異常症	72
下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	76
下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	77
下垂体性T S H分泌亢進症	73
下垂体性P R L分泌亢進症	74
下垂体前葉機能低下症	78
家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）	79
家族性地中海熱	266
家族性低 β リポタンパク血症1（ホモ結合体）	336
家族性良性慢性天疱瘡	161
カナバン病	307
化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・ アクネ症候群	269
歌舞伎症候群	187
ガラクトース-1-リン酸ウリジルト ランスフェラーゼ欠損症	258

病 名	告示 番号
カルニチン回路異常症	316
肝型糖原病	257
間質性膀胱炎（ハンナ型）	226
環状 2 O 番染色体症候群	150
完全大血管転位症	209
眼皮膚白皮症	164
き	
偽性副甲状腺機能低下症	236
ギャロウェイ・モワト症候群	219
球脊髄性筋萎縮症	1
急速進行性糸球体腎炎	220
強直性脊椎炎	271
巨細胞性動脈炎	41
巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）	279
巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）	280
巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	100
巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）	278
筋萎縮性側索硬化症	2
筋型糖原病	256
筋ジストロフィー	113
く	
クッシング病	75
クリオピリン関連周期熱症候群	106
クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	281
クルーゾン症候群	181
グルコーストランスポーター 1 欠損症	248
グルタル酸血症 1 型	249
グルタル酸血症 2 型	250
クロウ・深瀬症候群	16
クローン病	96
クロンカイト・カナダ症候群	289
け	
痙攣重積型（二相性）急性脳症	129
結節性硬化症	158
結節性多発動脈炎	42
血栓性血小板減少性紫斑病	64

病 名	告示 番号
限局性皮質異形成	137
原発性高カイロミクロン血症	262
原発性硬化性胆管炎	94
原発性抗リン脂質抗体症候群	48
原発性側索硬化症	4
原発性胆汁性胆管炎	93
原発性免疫不全症候群	65
顕微鏡的多発血管炎	43
こ	
高 I g D 症候群	267
好酸球性消化管疾患	98
好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	45
好酸球性副鼻腔炎	306
抗糸球体基底膜腎炎	221
後縦靱帯骨化症	69
甲状腺ホルモン不応症	80
拘束型心筋症	59
高チロシン血症 1 型	241
高チロシン血症 2 型	242
高チロシン血症 3 型	243
後天性赤芽球癆	283
広範脊柱管狭窄症	70
膠様滴状角膜ジストロフィー	332
コケイン症候群	192
コステロ症候群	104
骨形成不全症	274
5 p 欠失症候群	199
コフィン・シリス症候群	185
コフィン・ローリー症候群	176
混合性結合組織病	52
さ	
鰓耳腎症候群	190
再生不良性貧血	60
再発性多発軟骨炎	55
左心低形成症候群	211
サルコイドーシス	84

病 名	告示 番号
三尖弁閉鎖症	212
三頭酵素欠損症	317
し	
C F C 症候群	103
シェーグレン症候群	53
色素性乾皮症	159
自己貪食空胞性ミオパチー	32
自己免疫性肝炎	95
自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	288
自己免疫性溶血性貧血	61
シトステロール血症	260
シトリン欠損症	318
紫斑病性腎炎	224
脂肪萎縮症	265
若年性特発性関節炎	107
若年発症型両側性感音難聴	304
シャルコー・マリー・トゥース病	10
重症筋無力症	11
修正大血管転位症	208
ジュベール症候群関連疾患	177
シュワルツ・ヤンペル症候群	33
徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	154
神経細胞移動異常症	138
神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	125
神経線維腫症	34
神経有棘赤血球症	9
進行性核上性麻痺	5
進行性家族性肝内胆汁うっ滞症	338
進行性骨化性線維異形成症	272
進行性多巣性白質脳症	25
進行性白質脳症	308
進行性ミオクローヌステんかん	309
心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	214
心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	213

病 名	告示 番号
す	
スタージ・ウェーバー症候群	157
スティーヴンス・ジョンソン症候群	38
スミス・マギニス症候群	202
せ	
脆弱 X 症候群	206
脆弱 X 症候群関連疾患	205
成人発症スチル病	54
脊髄空洞症	117
脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）	18
脊髄髄膜瘤	118
脊髄性筋萎縮症	3
セピアプテリン還元酵素（S R）欠損症	319
前眼部形成異常	328
全身性アミロイドーシス	28
全身性エリテマトーデス	49
全身性強皮症	51
先天異常症候群	310
先天性横隔膜ヘルニア	294
先天性核上性球麻痺	132
先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症	330
先天性魚鱗癬	160
先天性筋無力症候群	12
先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（G P I）欠損症	320
先天性三尖弁狭窄症	311
先天性腎性尿崩症	225
先天性赤血球形成異常性貧血	282
先天性僧帽弁狭窄症	312
先天性大脳白質形成不全症	139
先天性肺静脈狭窄症	313
先天性副腎低形成症	82
先天性副腎皮質酵素欠損症	81
先天性ミオパチー	111
先天性無痛無汗症	130
先天性葉酸吸収不全	253

病 名	告示 番号
線毛機能不全症候群（カルタゲナー症候群を含む。）	340
前頭側頭葉変性症	127
そ	
早期ミオクロニー脳症	147
総動脈幹遺残症	207
総排泄腔遺残	293
総排泄腔外反症	292
ソトス症候群	194
た	
第14番染色体父親性ダイソミー症候群	200
ダイヤモンド・ブラックファン貧血	284
大脳皮質基底核変性症	7
大理石骨病	326
高安動脈炎	40
多系統萎縮症	17
タナトフォリック骨異形成症	275
多発血管炎性肉芽腫症	44
多発性硬化症／視神経脊髄炎	13
多発性嚢胞腎	67
多脾症候群	188
タンジール病	261
単心室症	210
弾性線維性仮性黄色腫	166
胆道閉鎖症	296
ち	
遅発性内リンパ水腫	305
チャージ症候群	105
中隔視神経形成異常症／ドモルシア症候群	134
中毒性表皮壊死症	39
腸管神経節細胞僅少症	101
て	
TRPV4異常症	341
TNF受容体関連周期性症候群	108
低ホスファターゼ症	172
天疱瘡	35

病 名	告示 番号
と	
特発性拡張型心筋症	57
特発性間質性肺炎	85
特発性基底核石灰化症	27
特発性血小板減少性紫斑病	63
特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）	327
特発性後天性全身性無汗症	163
特発性大腿骨頭壊死症	71
特発性多中心性キャスルマン病	331
特発性門脈圧亢進症	92
ドラベ症候群	140
な	
中條・西村症候群	268
那須・ハコラ病	174
軟骨無形成症	276
難治頻回部分発作重積型急性脳炎	153
に	
22q11.2欠失症候群	203
乳幼児肝巨大血管腫	295
尿素サイクル異常症	251
ぬ	
ヌーナン症候群	195
ね	
ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）／LMX1B関連腎症	315
ネフロン癆	335
の	
脳クレアチン欠乏症候群	334
脳腱黄色腫症	263
脳内鉄沈着神経変性症	121
脳表ヘモジデリン沈着症	122
膿疱性乾癬（汎発型）	37
嚢胞性線維症	299
は	
パーキンソン病	6

病 名	告示 番号
バージャー病	47
肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	87
肺動脈性肺高血圧症	86
肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	229
肺胞低換気症候群	230
ハッチンソン・ギルフォード症候群	333
H T R A 1 関連脳小血管病	123
バッド・キアリ症候群	91
ハンチントン病	8
ひ	
P C D H 1 9 関連症候群	152
非ケトーシス型高グリシン血症	321
肥厚性皮膚骨膜症	165
非ジストロフィー性ミオトニー症候群	114
皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体 優性脳動脈症	124
肥大型心筋症	58
ビタミンD依存性くる病／骨軟化症	239
ビタミンD抵抗性くる病／骨軟化症	238
左肺動脈右肺動脈起始症	314
ビッカースタッフ脳幹脳炎	128
非典型溶血性尿毒症症候群	109
非特異性多発性小腸潰瘍症	290
皮膚筋炎／多発性筋炎	50
表皮水疱症	36
ヒルシュスプリング病（全結腸型又は 小腸型）	291
ふ	
V A T E R 症候群	173
ファイファー症候群	183
ファロー四徴症	215
ファンコニ貧血	285
封入体筋炎	15
フェニルケトン尿症	240
複合カルボキシラーゼ欠損症	255
副甲状腺機能低下症	235

病 名	告示 番号
副腎白質ジストロフィー	20
副腎皮質刺激ホルモン不応症	237
ブラウ症候群	110
プラダー・ウィリ症候群	193
プリオン病	23
プロピオン酸血症	245
へ	
閉塞性細気管支炎	228
β - ケトチオラーゼ欠損症	322
ベーチェット病	56
ベスレムミオパチー	31
ペリー病	126
ペルオキシソーム病（副腎白質ジスト ロフィーを除く。）	234
片側巨脳症	136
片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	149
ほ	
芳香族L - アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	323
発作性夜間ヘモグロビン尿症	62
ホモシスチン尿症	337
ポルフィリン症	254
ま	
マリネスコ・シェーグレン症候群	112
マルファン症候群／ロイス・ディーツ症候群	167
慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性 運動ニューロパチー	14
慢性血栓塞栓性肺高血圧症	88
慢性再発性多発性骨髄炎	270
慢性特発性偽性腸閉塞症	99
み	
ミオクロニー欠神てんかん	142
ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	143
ミトコンドリア病	21
む	
無虹彩症	329
無脾症候群	189

病 名	告示 番号
無 β リポタンパク血症	264
め	
メーブルシロップ尿症	244
メチルグルタコン酸尿症	324
メチルマロン酸血症	246
メビウス症候群	133
メンケス病	169
も	
網膜色素変性症	90
もやもや病	22
モワット・ウィルソン症候群	178
や	
ヤング・シンプソン症候群	196
ゆ	
遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	148
よ	
4 p 欠失症候群	198
ら	
ライソゾーム病	19
ラスムッセン脳炎	151
ランドウ・クレフナー症候群	155
り	
リジン尿性蛋白不耐症	252
両大血管右室起始症	216
リンパ管腫症／ゴーハム病	277
リンパ脈管筋腫症	89
る	
類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	162
ルビンシュタイン・テイビ症候群	102
れ	
レーベル遺伝性視神経症	302
レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	259
レット症候群	156
レノックス・ガストー症候群	144

病 名	告示 番号
ろ	
ロスムンド・トムソン症候群	186
肋骨異常を伴う先天性側弯症	273

Ⅱ 指定難病の医療費助成

1. 申請のできる方（① ②を満たす方が対象となります）

- ① 指定難病（P 2～7 参照）と診断され、国が定める認定基準（※）を満たしている方（申請前に、難病指定医とご相談ください。）

（※）次のいずれかを満たしている方

- ・ 各疾病における病状と程度が、個々の指定難病の特性に応じ、日常生活又は社会生活に支障があると医学的に判断される程度であること。
- ・ 各疾病に係る医療費について、申請のあった月以前の 12 か月以内に医療費総額（10 割分）が 33,330 円を越える月数が既に 3 か月以上あること（軽症高額特例）

- ② 奈良市に住民票（外国人登録証）がある方

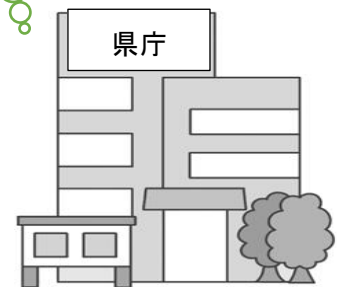
2. 手続きの方法

- ① 指定難病の病気と診断されたら、
医療費助成の申請をすることができます。

申請書類は、県庁のホームページからダウンロードできます。

奈良県ホームページ <http://www.pref.nara.jp/>
トップページ「組織から探す」→「福祉医療部 医療政策局」「健康推進課」→「難病対策等」「指定難病医療費助成制度について」→「* 指定難病特定医療受給者証の申請について」

申請から交付まで
2～3 ヶ月かかります



- ② 難病指定医による
臨床調査個人票の記入



- ③ 必要な書類を提出

提出先：奈良市保健所 保健予防課 医療給付係

☎ 0742 - 93 - 8397（令和 6 年 5 月まで）

☎ 0742 - 95 - 5888（令和 6 年 6 月から）



- ④ 県庁より審査結果と承認者へ
受給者証と自己負担上限額管理票が送付されます

3. 助成対象

受給者証に記載された指定難病及びこれに付随して発生する傷病に対する医療・介護が助成対象となります。加えて、**指定医療機関**（都道府県が指定した病院、診療所、介護医療院、薬局及び訪問看護ステーション）での利用に限られます。

対象となる医療内容	対象となる介護内容
① 診察 ② 薬剤の支給 ③ 医学的処置、手術及びその他の治療 ④ 居宅における療養上の管理及びその治療に伴う世話、その他の看護 ⑤ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話、その他の看護	① 訪問看護 ② 訪問リハビリテーション ③ 居宅療養管理指導 ④ 介護療養施設サービス（居住費、食費は対象外） ⑤ 介護予防訪問看護 ⑥ 介護予防訪問リハビリテーション ⑦ 介護予防居宅療養管理指導 ⑧ 介護医療院サービス

* 次の費用は助成の対象外です。

- ・ 医療受給者証に記載された疾病名以外の病気や怪我による医療
- ・ 医療保険が適用されない医療費（入院時の差額ベッド代など）
- ・ 介護保険での訪問介護の費用
- ・ 臨床調査個人票、療養費証明等の文書料
- ・ 治療用補装具
- ・ はり、灸、あんま、マッサージの費用
- ・ 医療機関までの交通費、移送費
- ・ 入院時の食事療養費、生活療養費
- ・ 後発医療品（ジェネリック医薬品）がある薬で先発医療品の処方を希望する場合の特別の料金（令和6年10月から）



4. 助成内容

指定難病の受給者証を利用すると、患者負担割合が2割（1割の方は1割のまま）になり、また階層区分に応じて自己負担上限額が設定され、ひと月にそれ以上の負担は生じません。

【月額自己負担上限額表】

階層区分	階層区分の基準		患者負担割合：2割		
			自己負担上限額（外来＋入院）（円）		
			一般	高額かつ長期 （※1）	人工呼吸器 装着者 （※2）
生活保護	－		0	0	0
低所得Ⅰ	市町村民税非課 税（世帯）	本人収入 ～80万円	2,500	2,500	1,000
低所得Ⅱ		本人収入 80万円超	5,000	5,000	
一般所得Ⅰ	市町村民税	課税以上7.1万円未満	10,000	5,000	
一般所得Ⅱ	市町村民税	7.1万円以上25.1万円 未満	20,000	10,000	
上位所得	市町村民税	25.1万円以上	30,000	20,000	
入院時の食費			全額自己負担		

（※1）高額かつ長期とは

指定難病にかかる医療費総額（10割分）が50,000円を超える月が、申請を行う月以前の12か月以内に6か月以上ある場合、申請することにより自己負担上限額が軽減されます。

- * 軽減されるのは市町村民税課税世帯（一般所得Ⅰ～上位所得）のみです。
- * 申請月の翌月から自己負担額が変更となります。
- * 高額かつ長期は通常の医療費助成を受けても、なお、医療費の負担が重い患者を対象にして行うものであるため、指定難病の助成認定を受けた月以降の医療費総額が対象となります。

（※2）人工呼吸器装着者とは

人工呼吸器その他の生命の維持に必要な装置を装着していることにより特別の配慮を要する方で以下の要件を全て満たす方。

- ① 持続して常時生命維持管理装置（人工呼吸器又は体外式補助人工心臓）を装着する必要がある
- ② 日常生活動作が著しく制限されている

5. 訪問看護

指定難病を主病名として受ける「訪問看護サービス」には、適用される保険が医療保険によるものと介護保険によるものがあります。

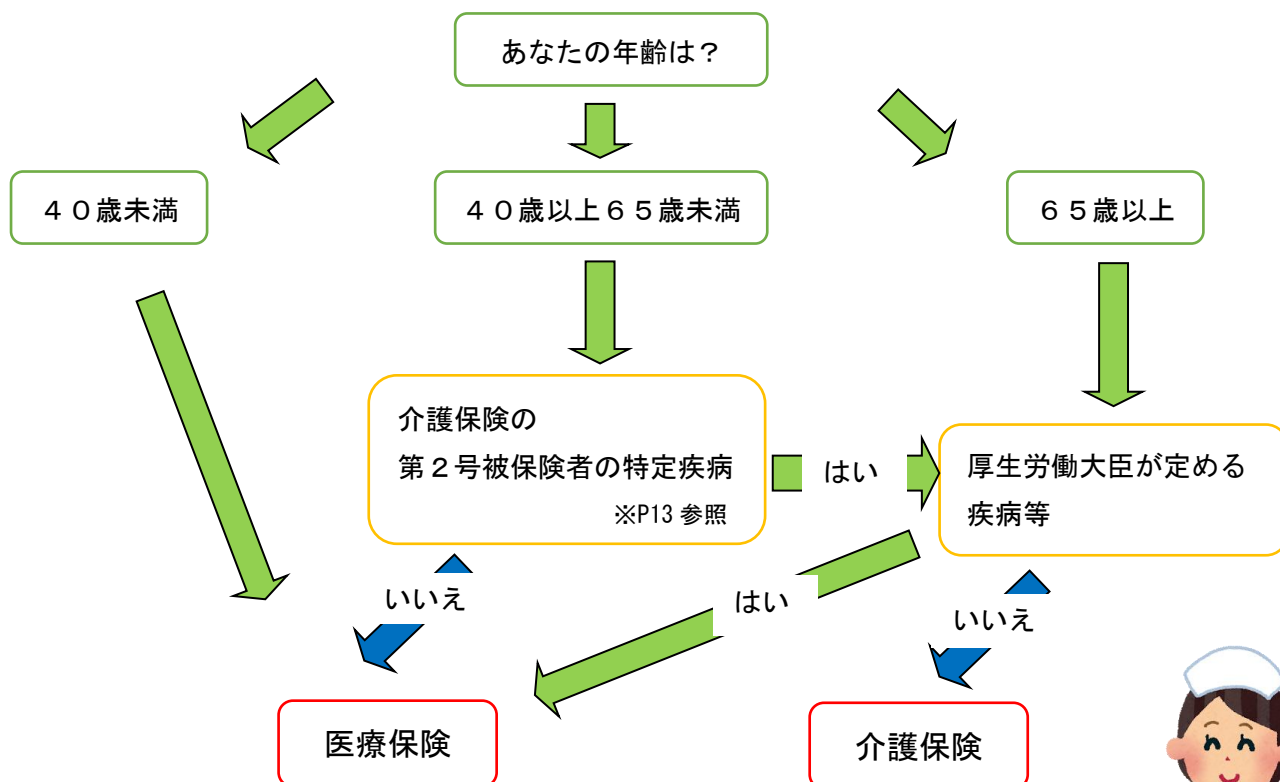
※ 医療保険で利用した場合、交通費等の保険外費用は公費負担に含まれません。

※ 次の【厚生労働大臣が定める疾病等】以外の方で介護保険の要介護認定を受けている方が「訪問看護」を利用した場合、介護保険の単位で訪問看護サービスを受けることになります。

【厚生労働大臣が定める疾病等】

①末期の悪性腫瘍 ②多発性硬化症 ③重症筋無力症 ④スモン ⑤筋萎縮性側索硬化症 ⑥脊髄小脳変性症 ⑦ハンチントン病 ⑧進行性筋ジストロフィー症 ⑨パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡまたはⅢ度のものに限る。)) ⑩多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群） ⑪プリオン病 ⑫亜急性硬化性全脳炎 ⑬ライソゾーム病 ⑭副腎白質ジストロフィー ⑮脊髄性筋萎縮症 ⑯球脊髄性筋萎縮症 ⑰慢性炎症性脱髄性多発神経炎 ⑱後天性免疫不全症候群 ⑲頸髄損傷 ⑳人工呼吸器を使用している状態

【訪問看護を利用する際の保険決定のフローチャート】



6. 人工呼吸器を使用されている方への支援

指定難病医療受給者証をお持ちの方で、人工呼吸器を使用し在宅療養されている難病患者の方に対し、以下の事業が行われています。利用希望の方は、下記の問合せ先にご連絡ください。

問合せ先：奈良市保健所 保健予防課 精神保健難病係 ☎ 0742 - 93 - 8397

（１）在宅人工呼吸器使用患者支援事業

診療報酬で定められた回数を超え、保険診療とは別に公費負担で訪問看護を利用することができます。

（２）在宅重症難病患者一時入院事業

気管切開をして人工呼吸器を使用している方で、一定の条件を満たす方は、奈良県と委託契約している医療機関への一時入院（レスパイト入院）を、保健所が調整し利用することができます（利用日数には上限があります）。

Ⅲ 介護保険

1. 介護保険制度

高齢化の進展に伴い、要介護高齢者の増加、介護期間の長期化など、介護ニーズはますます増大している一方、核家族化の進行、介護する家族の高齢化など、要介護高齢者を支えてきた家族をめぐる状況も変化しています。そこで、高齢者の介護を社会全体で支えあう仕組みとして、介護保険が創設されました。

介護保険制度は、40歳になると自動的に加入を義務付けられます。介護保険の被保険者は、第1号被保険者（65歳以上の者）と第2号被保険者（40歳以上65歳未満の者で医療保険に加入している者）の区分に分けられ、介護サービスを利用できる条件も異なります。

2. 介護保険サービスを利用するには

サービスを利用するときは、まず「要介護・要支援認定」の申請をしてください。奈良市介護福祉課（☎ 0742 - 34 - 5422）や地域包括支援センター（P15・16）に相談しましょう。第1号被保険者は原因にかかわらず介護が必要になったときに、第2号被保険者は特定疾病（※）が原因で介護が必要になったときに申請できます。

	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	65歳以上の者	40歳から64歳までの医療保険加入者
受給要件	・ 要介護状態 （寝たきり、認知症等で介護が必要な状態） ・ 要支援状態 （日常生活に支援が必要な状態）	要介護、要支援状態が、 特定疾病（※） による場合に限定
保険料負担	市町村が徴収 （原則、年金から天引き）	医療保険者が医療保険の保険料と一括徴収

※特定疾病（老化が原因とされる16種類の病気）

- ①がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）
- ②関節リウマチ
- ③筋萎縮性側索硬化症
- ④後縦靱帯骨化症
- ⑤骨折を伴う骨粗しょう症
- ⑥初老期における認知症（アルツハイマー病、血管性認知症、レビー小体病等）
- ⑦パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病）
- ⑧脊髄小脳変性症
- ⑨脊柱管狭窄症
- ⑩早老症（ウェルナー症候群等）
- ⑪多系統萎縮症（線条体黒質変性症、シャイ・ドレーガー症候群、オリブ橋小脳萎縮症）
- ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症
- ⑬脳血管疾患（脳出血、脳梗塞等）
- ⑭閉塞性動脈硬化症
- ⑮慢性閉塞性肺疾患（肺気腫、慢性気管支炎、気管支喘息、びまん性汎細気管支炎）
- ⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

* 介護保険サービスの利用には、ケアプランの作成が必要です。

要支援１～２の方	お住まいを管轄する地域包括支援センター（P15・16）へ相談してください。
要介護１～５の方	居宅介護支援事業者へ相談してください。

３． 要支援・要介護度認定区分の目安

自立	日常生活は自分で行うことができる。介護保険での介護サービスは必要なし。
要支援１	日常生活はほぼ自分でできるが、要介護状態予防のために少し支援が必要。
要支援２	日常生活に支援が必要だが、要介護に至らずに機能が改善する可能性が高い。
要介護１	立ち上がりや歩行が不安定。日常生活の中で、排泄や入浴などに部分的な介助が必要。
要介護２	自力での立ち上がりや歩行が困難。排泄、入浴などに一部または全介助が必要。
要介護３	立ち上がりや歩行などが自力ではできない。日常においても排泄、入浴、衣服の着脱などに全面的な介助が必要。
要介護４	排泄、入浴、衣服の着脱など日常生活の全般において全面的な介助が必要。日常生活能力の低下がみられる。
要介護５	日常生活全般において、全面的な介助が必要であり、意思の伝達も困難。

４． 介護保険サービスの費用

介護保険の支給限度額内なら、利用者の負担額は費用の１割で利用可能です。ただし、一定以上の所得がある人については、２割または３割の負担になります。

* 区分ごとの介護サービス利用限度額（１か月あたり）と自己負担額

区分	区分支給限度額	負担額（１割）	負担額（２割）	負担額（３割）
要支援１	５０，３２０円	５，０３２円	１０，０６４円	１５，０９６円
要支援２	１０５，３１０円	１０，５３１円	２１，０６２円	３１，５９３円
要介護１	１６７，６５０円	１６，７６５円	３３，５３０円	５０，２９５円
要介護２	１９７，０５０円	１９，７０５円	３９，４１０円	５９，１１５円
要介護３	２７０，４８０円	２７，０４８円	５４，０９６円	８１，１４４円
要介護４	３０９，３８０円	３０，９３８円	６１，８７６円	９２，８１４円
要介護５	３６２，１７０円	３６，２１７円	７２，４３４円	１０８，６５１円

区分支給限度額を超える利用サービス分の費用は、利用者負担が１０割（全額）となります。

5. 介護保険で利用できるおもなサービス内容

在宅サービス	施設サービス（要支援 1、2の方は利用できません）
・訪問介護（ホームヘルプ） ・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・居宅療養管理指導	・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） （原則、要介護 3 以上） ・介護老人保健施設 ・介護医療院
・通所介護（デイサービス） ・通所リハビリテーション ・短期入所生活介護 ・短期入所療養介護	地域密着型サービス ・（看護）小規模多機能型居宅介護 ・認知症対応型通所介護 ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
・福祉用具の購入・貸与・住宅改修費など	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護

6. 地域包括支援センター

高齢者が住みなれた地域で安心して生活を継続することが出来るようにとの観点から、できるだけ要介護状態にならないための予防対策から、個々の状況に応じた介護サービスや医療サービスまで、高齢者の状態の変化に応じた様々なサービスを提供することが必要となっています。

このため、平成 18 年 4 月に介護保険法が改正され、高齢者の心身の状態の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助・支援を身近な地域で包括的に行う機関として、地域包括支援センターが設置されました。

それぞれの地域包括支援センターには、社会福祉士・保健師・主任介護支援専門員が配置されており、専門性を生かした相談支援を行います。

奈良市では市内を 13 の日常生活圏域に分け、圏域ごとに 1 か所ずつ担当する地域包括支援センターを定めています。

奈良市の地域包括支援センター一覧（令和 6 年 4 月現在）

名称	住所（奈良市）	電話番号	担当する小学校
若草 地域包括支援センター	船橋町 2	0742 - 25 - 2345	鼓阪北、鼓阪、佐保
三笠 地域包括支援センター	大宮町二丁目 3 - 10 - 106 号室 （東急ドエル奈良 1 階）	0742 - 33 - 6622	大宮、佐保川、椿井、大安寺西
春日・飛鳥 地域包括支援センター	西木辻町 110 - 4	0742 - 20 - 2516	済美、済美南、大安寺、飛鳥
都南 地域包括支援センター	古市町 1327 - 6 フォレストヒルズ奈良	0742 - 50 - 2288	辰市、明治、東市、帯解
北部 地域包括支援センター	右京一丁目 3 - 4 かつん プラザすずらん館 2 階	0742 - 70 - 6777	ならやま、朱雀、左京、佐保台

名称	住所	電話番号	担当する小学校
平城 地域包括支援センター	押熊町 397 - 1 梅守ハイツ 1 階	0742 - 53 - 7757	平城西、平城
京西・都跡 地域包括支援センター	六条二丁目 2 - 10	0742 - 52 - 3010	伏見南、六条、都跡
伏見 地域包括支援センター	西大寺新町一丁目 1 - 1 河辺ビル 1 階	0742 - 36 - 1671	あやめ池（学園南以外）、西大寺北、伏見
二名 地域包括支援センター	鶴舞東町 1 - 20 - 2	0742 - 43 - 1280	鶴舞、青和、二名、富雄北
登美ヶ丘 地域包括支援センター	中登美ヶ丘一丁目 1994 - 3 D20 - 104 中登美団地ショッピ ングセンター内	0742 - 51 - 0012	東登美ヶ丘、登美ヶ丘
富雄東 地域包括支援センター	大倭町 2 - 22	0742 - 52 - 2051	三碓、富雄南、あやめ池（学園南）
富雄西 地域包括支援センター	鳥見町四丁目 3 - 149 - 101	0742 - 44 - 6541	鳥見、富雄第三
東部 地域包括支援センター	茗荷町 774 - 1	0742 - 81 - 5720	田原、柳生、興東、都祁、月ヶ瀬

7. 介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）

介護予防・日常生活支援総合事業は、高齢者が要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行う事業です。

本事業のうち、訪問型サービスと通所型サービスについては、主に要支援 1・2の方が利用することができます。

65歳未満の、第2号被保険者の方についても、難病の種類や程度によっては介護認定を受けられる場合があります。総合事業の一部サービスを利用することができる場合がありますので、上記の地域包括支援センターにお問合せください。

Ⅳ 障害者福祉

1. 障害福祉サービス

平成25年4月の障害者総合支援法施行に伴い、身体障害者手帳などの有無に関わらず、難病の方も心身の状況に応じて、障害福祉サービス等が利用できるようになりました。

利用の際には、奈良市障がい福祉課（☎ 0742 - 34 - 4593）や奈良市基幹相談支援センター（☎ 0742 - 93 - 3438）等へ相談、申請をしてください。申請後、調査員が障害の状況についての調査を行い、介護給付の場合は、障害支援区分（＊）の認定の上、支給が決定します。（＊「障害支援区分」とは、障害者等の特性や心身の状態に応じて必要とされる支援の度合により区分1～区分6までに分けられます。この障害支援区分と介護する人や居宅の状況、本人の意向などにより、利用できるサービスの内容や量が決まります。）

対象	国が定める対象疾患（369疾患）による障害がある方 ＊介護保険制度の対象となる方は、介護保険サービスのご利用となります
対象となるサービスの種類	障害児・者：障害福祉サービス、相談支援、補装具及び地域生活支援事業の一部 障 害 児：障害児通所支援

2. 対象疾患（369疾患）一覧（令和6年4月1日現在）

1	アイカルディ症候群	21	遺伝性ジストニア	42	黄色靱帯骨化症
2	アイザックス症候群	22	遺伝性周期性四肢麻痺	43	黄斑ジストロフィー
3	I g A腎症	23	遺伝性脾炎	44	大田原症候群
4	I g G 4 関連疾患	24	遺伝性鉄芽球形貧血	45	オクシピタル・ホーン症候群
5	亜急性硬化性全脳炎	25	ウィーバー症候群	46	オスラー病
6	アジソン病	26	ウィリアムズ症候群	47	カーニー複合
7	アッシャー症候群	27	ウィルソン病	48	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん
8	アトピー性脊髄炎	28	ウエスト症候群	49	潰瘍性大腸炎
9	アペール症候群	29	ウェルナー症候群	50	下垂体前葉機能低下症
10	アミロイドーシス	30	ウォルフラム症候群	51	家族性地中海熱
11	アラジール症候群	31	ウルリッヒ病	52	家族性低βリポタンパク血症1(ホモ接合体)
12	アルポート症候群	32	HTLV-1 関連脊髄症	53	家族性良性慢性天疱瘡
13	アレキサンダー病	33	A T R - X 症候群	54	カナバン病
14	アンジェルマン症候群	34	A D H 分泌異常症	55	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
15	アントレー・ピクスラー症候群	35	エーラス・ダンロス症候群	56	歌舞伎症候群
16	イソ吉草酸血症	36	エプスタイン症候群	57	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
17	一次性ネフローゼ症候群	37	エプスタイン病	58	カルニチン回路異常症
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	38	エマヌエル症候群		
19	1 p 36 欠失症候群	39	MECP2 重複症候群		
20	遺伝性自己炎症疾患	40	遠位型ミオパチー		
		41	円錐角膜		

59	加齢黄斑変性
60	肝型糖尿病
61	間質性膀胱炎（ハンナ型）
62	環状20番染色体症候群
63	関節リウマチ
64	完全大血管転位症
65	眼皮膚白皮症
66	偽性副甲状腺機能低下症
67	ギャロウェイ・モフト症候群
68	急性壊死性脳症
69	急性網膜壊死
70	球脊髄性筋萎縮症
71	急速進行性糸球体腎炎
72	強直性脊椎炎
73	巨細胞性動脈炎
74	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭 びまん性病変）
75	巨大動静脈奇形（頸部顔面又 は四肢病変）
76	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不 全症
77	巨大リンパ管奇形（頸部顔面 病変）
78	筋萎縮性側索硬化症
79	筋型糖尿病
80	筋ジストロフィー
81	クッシング病
82	クリオピリン関連周期熱症候 群
83	クリッペル・トレノネー・ウ ェーバー症候群
84	クルーゾン症候群
85	グルコーストランスポーター 1 欠損症
86	グルタル酸血症1型
87	グルタル酸血症2型
88	クロウ・深瀬症候群

89	クローン病
90	クロンカイト・カナダ症候群
91	痙攣重積型（二相性）急性脳 症
92	結節性硬化症
93	結節性多発動脈炎
94	血栓性血小板減少性紫斑病
95	限局性皮質異形成
96	原発性局所多汗症
97	原発性硬化性胆管炎
98	原発性高脂血症
99	原発性側索硬化症
100	原発性胆汁性胆管炎
101	原発性免疫不全症候群
102	顕微鏡の大腸炎
103	顕微鏡的多発血管炎
104	高 I g D 症候群
105	好酸球性消化管疾患
106	好酸球性多発血管炎性肉芽腫 症
107	好酸球性副鼻腔炎
108	抗糸球体基底膜腎炎
109	後縦靱帯骨化症
110	甲状腺ホルモン不応症
111	拘束型心筋症
112	高チロシン血症 1 型
113	高チロシン血症 2 型
114	高チロシン血症 3 型
115	後天性赤芽球癆
116	広範脊柱管狭窄症
117	膠様滴状角膜ジストロフィー
118	抗リン脂質抗体症候群
119	コケイン症候群
120	コステロ症候群
121	骨形成不全症
122	骨髄異形成症候群
123	骨髄線維症

124	ゴナドトロピン分泌亢進症
125	5 p 欠失症候群
126	コフィン・シリズ症候群
127	コフィン・ローリー症候群
128	混合性結合組織病
129	鰓耳腎症候群
130	再生不良性貧血
131	サイトメガロウィルス角膜内 皮炎
132	再発性多発軟骨炎
133	左心低形成症候群
134	サルコイドーシス
135	三尖弁閉鎖症
136	三頭酵素欠損症
137	CFC 症候群
138	シェーグレン症候群
139	色素性乾皮症
140	自己貪食空胞性ミオパチー
141	自己免疫性肝炎
142	自己免疫性後天性凝固因子欠 乏症
143	自己免疫性溶血性貧血
144	四肢形成不全
145	シトステロール血症
146	シトリン欠損症
147	紫斑病性腎炎
148	脂肪萎縮症
149	若年性特発性関節炎
150	若年性肺炎腫
151	シャルコー・マリー・トゥー ス病
152	重症筋無力症
153	修正大血管転位症
154	ジュベール症候群関連疾患
155	シュワルツ・ヤンペル症候群
156	徐波睡眠期持続性棘徐波を示 すてんかん性脳症

157	神経細胞移動異常症
158	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
159	神経線維腫症
160	神経有棘赤血球症
161	進行性核上性麻痺
162	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
163	進行性骨化性線維異形成症
164	進行性多巣性白質脳症
165	進行性白質脳症
166	進行性ミオクロースてんかん
167	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
168	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
169	スタージ・ウェーバー症候群
170	スティーヴンス・ジョンソン症候群
171	スミス・マギニス症候群
172	スモン
173	脆弱X症候群
174	脆弱X症候群関連疾患
175	成人発症スチル病
176	成長ホルモン分泌亢進症
177	脊髄空洞症
178	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
179	脊髄髄膜瘤
180	脊髄性筋萎縮症
181	セピアブテリン還元酵素(SR)欠損症
182	前眼部形成異常
183	全身性エリテマトーデス
184	全身性強皮症
185	先天異常症候群

186	先天性横隔膜ヘルニア
187	先天性核上性球麻痺
188	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症
189	先天性魚鱗癬
190	先天性筋無力症候群
191	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症
192	先天性三尖弁狭窄症
193	先天性腎性尿崩症
194	先天性赤血球形成異常性貧血
195	先天性僧帽弁狭窄症
196	先天性大脳白質形成不全症
197	先天性肺静脈狭窄症
198	先天性風疹症候群
199	先天性副腎低形成症
200	先天性副腎皮質酵素欠損症
201	先天性ミオパチー
202	先天性無痛無汗症
203	先天性葉酸吸収不全
204	前頭側頭葉変性症
205	線毛機能不全症候群(カルタゲナー症候群を含む。)
206	早期ミオクロニー脳症
207	総動脈幹遺残症
208	総排泄腔遺残
209	総排泄腔外反症
210	ソトス症候群
211	ダイヤモンド・ブラックファン貧血
212	第14番染色体父親性ダイソミー症候群
213	大脳皮質基底核変性症
214	大理石骨病
215	ダウン症候群
216	高安動脈炎

217	多系統萎縮症
218	タナトフォリック骨異形成症
219	多発血管炎性肉芽腫症
220	多発性硬化症／視神経脊髄炎
221	多発性軟骨性外骨腫症
222	多発性嚢胞腎
223	多脾症候群
224	タンジール病
225	単心室症
226	弾性線維性仮性黄色腫
227	短腸症候群
228	胆道閉鎖症
229	遅発性内リンパ水腫
230	チャージ症候群
231	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群
232	中毒性表皮壊死症
233	腸管神経節細胞僅少症
234	TRPV4異常症
235	TSH分泌亢進症
236	TNF受容体関連週期性症候群
237	低ホスファターゼ症
238	天疱瘡
239	特発性拡張型心筋症
240	特発性間質性肺炎
241	特発性基底核石灰化症
242	特発性血小板減少性紫斑病
243	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)
244	特発性後天性全身性無汗症
245	特発性大腿骨頭壊死症
246	特発性多中心性キャスルマン病
247	特発性門脈圧亢進症
248	特発性両側性感音難聴
249	突発性難聴
250	ドラベ症候群

251	中條・西村症候群
252	那須・ハコラ病
253	軟骨無形成症
254	難治頻回部分発作重積型急性 脳炎
255	22q11.2欠失症候群
256	乳幼児肝巨大血管腫
257	尿素サイクル異常症
258	ヌーナン症候群
259	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋 骨症候群）/LMX1B関連腎症
260	ネフロン癆
261	脳クレアチン欠乏症候群
262	脳腱黄色腫症
263	脳内鉄沈着神経変性症
264	脳表ヘモジデリン沈着症
265	膿疱性乾癬
266	嚢胞性線維症
267	パーキンソン病
268	バージャー病
269	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
270	肺動脈性肺高血圧症
271	肺胞蛋白症（自己免疫性又は 先天性）
272	肺胞低換気症候群
273	ハッチンソン・ギルフォード 症候群
274	バッド・キアリ症候群
275	HTRA 1 関連脳小血管病
276	ハンチントン病
277	汎発性特発性骨増殖症
278	P C D H 19関連症候群
279	非ケトーシス型高グリシン血 症
280	肥厚性皮膚骨膜症
281	非ジストロフィー性ミオトニ ー症候群

282	皮質下梗塞と白質脳症を伴う 常染色体優性脳動脈症
283	肥大型心筋症
284	左肺動脈右肺動脈起始症
285	ビタミンD依存性くる病/骨軟 化症
286	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟 化症
287	ビッカースタッフ脳幹脳炎
288	非典型溶血性尿毒症症候群
289	非特異性多発性小腸潰瘍症
290	皮膚筋炎／多発性筋炎
291	びまん性汎細気管支炎
292	肥満低換気症候群
293	表皮水疱症
294	ヒルシュスプルング病（全結 腸型又は小腸型）
295	VATER症候群
296	ファイファー症候群
297	ファロー四徴症
298	ファンコニ貧血
299	封入体筋炎
300	フェニルケトン尿症
301	フォンタン術後症候群
302	複合カルボキシラーゼ欠損症
303	副甲状腺機能低下症
304	副腎白質ジストロフィー
305	副腎皮質刺激ホルモン不応症
306	ブラウ症候群
307	プラダー・ウィリ症候群
308	プリオン病
309	プロピオン酸血症
310	PRL分泌亢進症（高プロラク チン血症）
311	閉塞性細気管支炎
312	β-ケトチオラーゼ欠損症
313	ベーチェット病

314	ベスレムミオパチー
315	ヘパリン起因性血小板減少症
316	ヘモクロマトーシス
317	ベリー症候群
318	ペルーシド角膜辺縁変性症
319	ペルオキシソーム病（副腎白 質ジストロフィーを除く。）
320	片側巨脳症
321	片側痙攣・片麻痺・てんかん 症候群
322	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵 素欠損症
323	発作性夜間ヘモグロビン尿症
324	ホモシスチン尿症
325	ポルフィリン症
326	マリネスコ・シェーグレン症 候群
327	マルファン症候群／ロイス・ ディーツ症候群
328	慢性炎症性脱髄性多発神経炎 ／多巣性運動ニューロパチー
329	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
330	慢性再発性多発性骨髄炎
331	慢性膵炎
332	慢性特発性偽性腸閉塞症
333	ミオクロニー欠伸てんかん
334	ミオクロニー脱力発作を伴う てんかん
335	ミトコンドリア病
336	無虹彩症
337	無脾症候群
338	無βリポタンパク血症
339	メーブルシロップ尿症
340	メチルグルタコン酸尿症
341	メチルマロン酸血症
342	メビウス症候群
343	メンケス病

344	網膜色素変性症
345	もやもや病
346	モワット・ウイルソン症候群
347	薬剤性過敏症症候群
348	ヤング・シンプソン症候群
349	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴
350	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
351	4p欠失症候群
352	ライソゾーム病
353	ラスムッセン脳炎
354	ランゲルハンス細胞組織球症
355	ランドウ・クレフナー症候群
356	リジン尿性蛋白不耐症
357	両側性小耳症・外耳道閉鎖症
358	両大血管右室起始症
359	リンパ管腫症/ゴーハム病
360	リンパ脈管筋腫症
361	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）
362	ルビンシュタイン・ティビ症候群
363	レーベル遺伝性視神経症
364	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
365	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴
366	レット症候群
367	レノックス・ガストー症候群
368	ロスムンド・トムソン症候群
369	肋骨異常を伴う先天性側弯症

* 色つきは障害者総合支援法独自の疾病

3. 障害福祉サービスの内容

介護給付	居宅介護 (ホームヘルプサービス)	自宅で入浴、排泄、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は、重度の知的障害者若しくは、精神障害者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	行動援護	知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、施設等で入浴、排泄、食事の介護等を行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	施設入所支援	施設入所する人に、主に夜間において、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
訓練等給付	自立訓練（機能訓練） 自立訓練（生活訓練） 宿泊型自立訓練	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練や居室の利用を行います。
	就労移行支援	一般企業等へ就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (A型、B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	主に夜間において、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
	自立生活援助	施設入所者、グループホーム入居者でひとり暮らしを希望する人に、定期的な巡回訪問や随時の対応により、日常生活の確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。
	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により、生活面の課題が生じている人に、企業や自宅訪問又は障害者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する問題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。

地域移行支援	施設入所者や精神科病院に入院している精神障害者等に対して、住居の確保や、地域における生活に移行するための活動に関する相談や、その他必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅において、単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談や必要な支援を行います。

※その他、障害福祉サービスとは別に相談支援があります。

4. 障害福祉サービスの費用

障害福祉サービスの自己負担は、所得に応じて次の4区分の自己負担上限が設定され、ひと月に利用したサービス料に関わらずそれ以上の負担は生じません。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯 (所得割16万円未満) (18歳未満及び20歳未満の施設入所者は 28万円未満)	9,300円 (居宅で生活する18歳未満は 4,600円)
一般2	市町村民税課税世帯(一般1の該当者を除く)	37,200円

所得を判断する際の世帯の範囲は原則として次のとおりです。

種別	世帯の範囲
18歳以上 (施設に入所する18歳、19歳を除く)	障害のある方とその配偶者
18歳未満 (施設に入所する18歳、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

5. 補装具費の支給（購入・修理等）・日常生活用具の給付

補装具は、身体障害者（児）の失われた身体機能を代替または補完するための更生用の用具です。補装具は以下のように定義されています。

1. 失われた身体部位、損なわれた身体機能を代替、補完するもの
2. 身体に装着または装用し、日常生活、職場または学校において使用するもの
3. 給付等に際して処方や適合を必要とするため、原則として医師による判定等を必要とするもの

介護保険の対象者は、介護保険でサービス提供されるものは対象外です。支給にあたっては、耐用年数及び基準額などの制限があります。

日常生活用具は、在宅での日常生活がより円滑に行われるよう、障害種別などにより各種用具を給付します。介護保険対象者は、日常生活用具のうち介護保険と重複する品目は対象外となります。

* 難病患者等の方が支給対象となる日常生活用具の種類

特殊寝台（訓練用ベッド）、特殊マット、特殊尿器、体位変換器、移動用リフト、入浴補助用具、便器、温水洗浄便座、居宅生活動作補助用具（住宅改修費）、移動・移乗支援用具、ネブライザー、電気式たん吸引器、自家発電機又は外部バッテリー、パルスオキシメーター（動脈血中酸素濃度測定器）、自動消火器

難病患者等の方については、医師の意見書により、その用具の使用が必要と認められることが条件になります。

補装具費の支給・日常生活用具の給付にかかる利用者の負担は、購入に要する額の1割となります。ただし、基準額を超える分の費用については、利用者本人にその差額を負担していただきます。

* 利用負担額

世帯区分	世帯の収入状況		月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
非課税世帯	市町村民税非課税世帯		
一般	市町村民税課税世帯であって、	460,000円未満	37,200円
一定所得以上	世帯員のうち市民税所得割の 最多課税者の課税額が次の区 分に該当する世帯	460,000円以上	18歳以上：対象外 18歳未満： 37,200円

6. 奈良市鍼灸治療（奈良市総合福祉センター内）

「みどりの家はり・きゅう治療所」において、中国医学と西洋医学の統合医療により、障害者（児）の機能障害や能力低下及び病気の予防と健康のために治療を行います。

※予約制（電話による申し込み）

対象	①身体障害者手帳の１・２級所持者 ②療育手帳Ａ１・Ａ２所持者 ③指定難病特定医療受給者証・特定疾患医療受給者証所持者
休診日	日曜日、祝日、センターの休館日
所在地	〒631 - 0801 奈良市左京五丁目 3 - 1
TEL	0742 - 71 - 0772
FAX	0742 - 71 - 0773



V その他の福祉制度・サービス

1. 身体障害者手帳（問合せ先：奈良市 障がい福祉課 ☎ 0742 - 34 - 4593）

身体に障害のある方が、いろいろな制度を利用するために必要な手帳です。認定されると市長から手帳が交付されます。申請には身体障害者福祉法の指定を受けた医師の診断書が必要です。

対象となる障害の種類は、視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・免疫・肝臓機能の各障害で、程度により1～6級に区分されます。

障害の程度に応じて、国や奈良市の福祉制度の利用、公共料金の割引、税金の控除など、いろいろな助成制度を利用することができます。

2. 心身障害者医療費助成制度・重度心身障害者老人等医療費助成制度

（問合せ先：奈良市 福祉医療課 ☎ 0742 - 34 - 4754）

医療保険に加入の身体障害者手帳1・2級または療育手帳を所持する方に、保険診療の自己負担分から下記の一部負担金を除いた額を助成します（高額療養費・高額合算介護療養費や、入院時の食事代等の保険適用外費用は除きます）。

通院は1医療機関につき、月500円（月あたり上限額1,500円）

入院は1医療機関につき、月1,000円（14日未満の入院は500円）

調剤薬局は一部負担金が不要です。

※未就学・小学生・中学生の方については、医療機関（県内医療機関に限る）の窓口で500円（最大）を支払うことで医療を受けることができます。薬局での支払いには自己負担はありません。

また、高校生（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）についても、令和6年8月診療分から、窓口で500円（最大）を支払うことで医療を受けることができます。薬局での支払いには自己負担はありません。

3. 特別障害者手当（問合せ先：奈良市 障がい福祉課 ☎ 0742 - 34 - 4593）

身体障害者手帳1・2級程度の障害が重複している等の重度の障害のため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の方に、~~月額27,980円~~が支給されます。ただし、所得が一定額以上あるとき、施設に入所しているとき、病院に3ヶ月以上入院しているときは受けられません。

4. 障害年金

（国民年金の方の問合せ先：奈良市 国保年金課 ☎ 0742 - 34 - 4737）

（厚生年金の方の問合せ先：奈良年金事務所 ☎ 0742 - 35 - 1371）

ケガや病気が原因で精神や身体に障害をお持ちの方で、仕事をするとき、また日常生活を送る上で支障のある方に年金や一時金を支給する制度です。障害年金には、初診日時時点で加入していた年金制度、障害の状態、家族構成により受け取ることができる年金額が変わります。

5. 介護保険以外の高齢者福祉サービス（問合せ先：奈良市 長寿福祉課 ☎ 0742 - 34 - 5439）

介護保険サービス以外に行っている、市独自のサービスです。利用には申請が必要です。

＜おもな高齢者福祉サービス等の種類と内容＞

事業名	対象者	内容
在宅要介護者 紙おむつ等 支給事業	以下のいずれにも該当する人 （入院、入所中は除く） ①奈良市内で在宅の人 ②介護保険の要介護認定が 「要介護4、5」の人 ③本人及び同居者全員（世帯 分離含む）が市民税所得割 非課税の人	紙おむつを現物支給します。 ・支給回数：2か月に1回（2か月分まとめ て）申請月により、初回のみ1か月分となる 場合があります。 ・種類：カタログより選択できます。ただし、 支給限度額（1か月3,500円）を超え る金額については、自己負担となります。
配食サービス 事業	在宅で65歳以上の単身世帯 などで、心身の障がいや傷病 などのために食事の調達が困 難で、配食サービスの利用が 必要な人（介護予防プラン又 はケアプランにおいて、サー ビス利用があるとされている 人）	昼食又は夕食を届けることで、バランスのとれ た食事により栄養状態の改善を図り、同時に安 否を確認します。 ・費用：普通食 1食530円以下（特別食は 別途料金が必要）
訪問理美容サー ビス事業	在宅で65歳以上の人で、心 身の障がいや傷病等で理美容 所に出向くことが困難な人	理美容師が訪問し、調髪及び顔そり（※顔そり は理容のみ）を行います。 ・対象者：ケアプラン又は介護予防プランで当 事業の利用が必要となっている人 ・費用：1回 2,000円（年6回まで） ※申し込み時期によって利用券発行枚数が変わ ります。
緊急時在宅 高齢者支援事業	在宅で65歳以上の単身世帯 などで、心臓病等の身体上の 疾患のため、日常生活を営む 上で常時注意が必要な人	固定型緊急通報装置（ペンダント型送信機とセット）ま たは携帯型緊急通報装置（アナログ電話回線不要）を貸 与します。通報は医療関係者の常駐するコールセンター につながり、協力員へ状況確認を依頼したり、救急要請 等を行います。 ・費用：【固定型】月500円（生活保護受給者は別途 証明書を提出することで免除） 【携帯型】月650円（生活保護受給者は別途証 明書を提出することで免除） ・設置にあたり、近隣で原則2人の協力員が必要です。 ・固定型緊急通報装置の利用にあたってはNTT回線 （アナログ回線）が必要です。 ※携帯型緊急通報装置は令和6年8月1日以降の利用開 始となります。

6. 奈良県おもいやり駐車場制度

(問合せ先：奈良県福祉医療部 地域福祉課 地域福祉推進係 ☎ 0742 - 27 - 8503)

誰もが安心して移動できる地域社会を実現するため、車いす使用者や要介護認定を受けた高齢者、難病などで移動に配慮が必要な方のための駐車場を公的施設や民間施設に整備するとともに、これらの方に利用証を県が交付し、当該駐車区間を利用いただく制度です。駐車区画には、車いすの方に優先して利用いただける「**車いす優先駐車区画**」(他区画より広い幅の駐車区画)と、広い区画は必要ないものの移動に配慮が必要な方に利用いただける「**ゆずりあい駐車区画**」(他区画と同じ幅であるが、出入り口に近い駐車区画)の2種類があります。

※ゆずりあい駐車区画利用証交付要件の対象者のうち、移動の際に常時車いすを使用されており、車いす優先駐車区画利用証の交付が必要な方は、下記問合せ先にご相談のうえ、車いす使用者であることを証明する書類をご用意ください。

対象者区分		ゆずりあい駐車区画 利用証交付要件	車いす優先駐車区画 利用証交付要件	申請に必要な書類	利用証の有効期間
身体障害者	視覚障害	1級～4級	－	身体障害者手帳	5年間
	聴覚障害	2級、3級	－		
	平衡機能障害	3級、5級	－		
	上肢機能障害	1級、2級	－		
	下肢機能障害	1級～6級	1級、2級		
	体幹機能障害	1級、2級、3級、5級	1級、2級		
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級、2級		
		移動機能	1級～6級		
	心臓機能障害	1級、3級、4級	－		
	じん臓機能障害	1級、3級、4級	－		
	呼吸機能障害	1級、3級、4級	－		
	ぼうこう・直腸機能障害	1級、3級、4級	－		
	小腸機能障害	1級、3級、4級	－		
	肝機能障害	1級～4級	－		
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～4級	－		

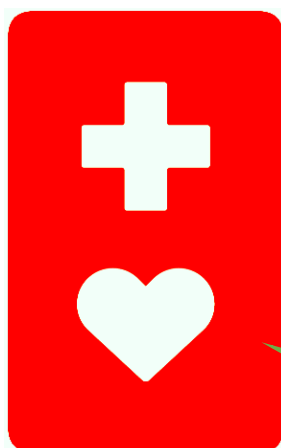
対象者区分	ゆずりあい駐車区画 利用証交付要件	車いす優先駐車 区画 利用証交付要件	申請に必要な書類	利用証の有効期間
知的障害者	A1, A2, A	－	療育手帳	5年間
精神障害者	1級	－	精神障害者保健福祉手帳	
難病患者	特定疾患医療受給者 指定難病特定医療受給者 小児慢性特定疾病医療受給者	－	特定疾患医療受給者証 指定難病特定医療受給者証 小児慢性特定疾病医療受給者証	
要介護高齢者	要介護 1～5	要介護 3～5	介護保険被保険者証	
妊産婦	母子健康手帳取得 ～産後12カ月	－	母子健康手帳	母子健康手帳取得～ 産後12カ月
けが人	けが等により一時的に移動の配 慮が必要な者	車いす使用が必 要な旨記載された 診断書等	医師の診断書・意見書等及 び本人確認書類(自動車運 転免許証、保険証等) 車いすの常時使用を必要と する者にあつては、その旨を 証明する書類 治癒の見込みがない者はそ の旨を証明する医師の診断 書・意見書	1年以内
その他歩行困難者	上記以外の歩行困難者で、医師 の診断書等で駐車場の利用に 配慮が必要と認められる者	車いす使用が必 要な旨記載された 診断書等		治癒の見込みがある者 (1年以内) 治癒の見込みがない者 (5年間)

7. ヘルプマーク・ヘルプカード

ヘルプマークとは、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を受けやすくなるよう、作成されたマークです。

また、ヘルプカードとは、緊急連絡先や必要な支援内容などを記載することができ、障害のある方などが災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障害への理解や支援を求められるよう、作成されたカードです。

【ヘルプマーク】



赤地白抜き
です

【ヘルプカード】

(外)

(内)

<下記の窓口で配布しています>

奈良市役所 1 階：障がい福祉課

奈良市総合福祉センター 1 階：事務所

西部会館 2 階：西部出張所 総務課

北部会館 1 階：北部出張所

東部出張所

都祁行政センター：総務住民課

月ヶ瀬行政センター：総務住民課

はぐくみセンター(奈良市保健所・教育総合センター) 3 階：保健予防課 4 階：健康増進課、母子保健課

VI 相談窓口一覧

1. 奈良市保健所 保健予防課 精神保健難病係

患者さんのご自宅に保健師等が訪問し、患者さんや家族の方が抱える日常生活や療養上の悩みについて相談に応じています（訪問相談）。医療や生活面のご相談について、必要な場合は理学療法士等と訪問することもあります（訪問指導）。

〒630 - 8122 奈良県奈良市三条本町 13 - 1 はぐくみセンター4 階
TEL 0742 - 93 - 8397

2. 奈良県難病相談支援センター（奈良県郡山総合庁舎内）

地域で生活する難病患者・家族の方々を対象に、電話・面接・メール等による療養相談や難病患者就職サポーターによる就労相談、専門医による医療相談、難病に関する情報提供を行っています。

また療養上の悩みや不安の軽減を図るために、患者会・家族会などの活動支援や講演会、交流会を開催しています。

〒639 - 1041 奈良県大和郡山市満願寺町 60 - 1
奈良県郡山総合庁舎内（北側 1 階）
TEL 0743 - 55 - 0631〔療養相談専用〕
0743 - 61 - 5263〔一般〕
FAX 0743 - 52 - 6095
◆ホームページ <http://www.pref.nara.jp/1731.htm>

3. 難病ピア相談（特定非営利活動法人 奈良難病連）

奈良県委託の「難病ピアサポーター養成講座（社会保障制度や相談の受け方などの研修）」を修了した難病患者本人や家族が相談員（ピアサポーター）となって、個別面接による相談を実施しています。料金は無料。予約制。なお、相談内容などの個人情報は守秘されます。

〒630 - 8001 奈良市法華寺町 265 - 8 白樺ハイツ大宮 II 106
TEL/FAX 0742 - 35 - 6707（TEL は火・木 13～16 時）
E-mail nara_nanbyouren@kcn.jp
◆ホームページ <https://narananbyouren.jimdofree.com/>

VII 難病関連患者・家族会

奈良県内の難病関連患者・家族会

(令和5年8月30日現在)

名称	住所・ホームページ	連絡先（担当窓口）
特定非営利活動法人 奈良難病連	〒630 - 8001 奈良市法華寺町 265 - 8 白樺ハイツ大宮Ⅱ 106 Email nara_nanbyouren@kcn.jp https://narananbyouren.jimdofree.com/	TEL/FAX 0742 - 35 - 6707 (TEL 火・木 13~16 時 FAX 随時)
奈良県網膜色素変性症協会 JRPS 奈良	https://jrps.org (JRPS 奈良への問い合わせフォームあり)	
全国膠原病友の会 奈良支部	https://narakogen.jimdo.com/	TEL (所谷) 0745 - 31 - 2980
奈良県 多発性硬化症/視神経脊髄炎 交流会 「ほっと MS」	Email hotms777@gmail.com http://tahatuseikoukasyouhotms.web.fc2.com/	TEL (上田) 090 - 9999-1345 TEL/FAX 0742 - 43 - 3065
全国パーキンソン病友の会 奈良県支部	Email 1254ku.to.392.2@gmail.com https://sites.google.com/site/jpdanara/home	TEL/FAX (熊本) 0746 - 32 - 3412
奈良骨化症患者の会	Email nara-kokkasyo@infoseek.jp https://oslnara.exblog.jp/	TEL (梅本) 090 - 5977-5855
特定非営利活動法人 奈良県腎友会	〒630 - 8001 奈良市法華寺町 265 - 8 白樺ハイツ大宮Ⅱ 107 http://web1.kcn.jp/nara-jinyu/	TEL 0742 - 55 - 2554
全国心臓病の子どもを守る会 奈良県支部	http://mamorukai-nara.jimdo.com/	TEL (春本) 0742 - 61 - 7451
奈良県 クローン病・潰瘍性大腸炎 ネットワーク NARA FRIENDS	(活動休止中・電話相談のみ)	TEL (芝田) 0747 - 22 - 0031
ALS 奈良つながりの会	〒630 - 8303 奈良市南紀寺町 2 - 155 Email hideonaomi910@royal.ocn.ne.jp	TEL (西口) 0742 - 81 - 7416 090 - 1070-8653

難病ガイドブック

発 行	令和7年2月
編 集	奈良市保健所 保健予防課 〒630-8122 奈良市三条本町13番1号 はぐくみセンター4階 (奈良市保健所・教育総合センター) 電 話 (0742) 93-8397 FAX (0742) 34-2486 E-mail hoken-yobou@city.nara.lg.jp